

総務委員会会議録

平成25年10月23日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:30

案 件

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 固定資産評価審査決定取消請求事件について (総務課)
3. 平成25年度職員採用試験の実施状況について (人事課)
4. 平成25年度外部評価結果の概要について (行財政改革推進課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

契約課長

本日は2件についてご報告いたします。1件目は、「平成25年度建設工事の入札執行状況について」、2件目は「9月25日の入札中止について」でございます。

まず、1件目についてでございます。お手元に配付しております「入札制度について(資料)」により、ご説明いたします。

まず、「平成25年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。平成25年9月30日入札分までの工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで細かく分類をしております。9月末までの入札件数といたしましては106件で、契約金額の総額は30億3911万4750円でありまして、その平均落札率は89.74%となっております。

次に、「平成25年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。2ページから4ページをお願いいたします。平成25年9月30日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、入札日等を記載しております。

本年度は9月30日までに35件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が13件、建築一式工事が22件となっております。35件のうち、30件が最低制限価格で応札がなされ、29件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、85.65%となっております。

次に、5ページをお願いいたします。これは等級区分のクロスいたします変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札でございます。9月30日までに3件実施されております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、88.95%となっております。

以上、簡単ではございますが、1件目の案件についての説明を終わります。

続きまして、2件目でございますが、今回は資料につきましてはご用意しておりません。口頭でご説明させていただきたいと考えております。9月25日の入札中止についてご報告いたします。

9月25日に執行いたしました建築一式工事「飯塚市立小中一貫校穎田校（プール棟）建設工事」につきましては、3者が入札に参加いたしました。その全ての業者が予定価格の8211万7000円で応札する事態が発生いたしました。この事態を受けまして、昨年、給食調理室等の入札におきまして、全者が予定価格で応札したことの対応といたしまして、昨年改正いたしました飯塚市談合情報等対応マニュアルに基づき入札を保留いたしました。直ちに飯塚市公正入札調査委員会を開催し対応について協議いたしました。その結果、事情聴取を行なうことを決定し、1者ずつ事情聴取を行いました。その内容において、3者とも談合の事実はなく、また、それぞれの業者が自社が予定価格で入札すれば他の会社が落札するのではと思いい入札した、入札を辞退することもできないとの思いで参加したが、このような状況ならば今からでも辞退したい等、いわゆる辞退の意思表示が予定価格での応札価格になったとの主張等もございました。この事情聴取の内容を受けて再度、飯塚市公正入札調査委員会を開催しまして協議を行った結果、今回の入札についてはこのまま落札候補者を決定しても不調・不成立となる可能性が高いこと、またこのような不自然な入札を成立させることは妥当ではないと判断し、市として入札中止を決定いたしました。

なお、本件につきましては、10月4日に再公告を行い、10月17日に再入札を実施いたしました。最低制限価格により落札者を決定しております。

また、今後につきましては先日から当委員会においても、現在の建設業界の状況、また資材の高騰等によります全国的な公共物の不調・不成立から、当委員会で今後ご相談をさせていただき、適正な入札・契約が行えるよう進めさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

いま入札中止についての報告がございましたけど、先般も田川のほうで公営住宅について業者が全部辞退したと。10月20日の西日本新聞によりますと、入札業者が集まらないということで、北海道から全部ずっといろんなところで庁舎の建て替えとかやっていますけど、入札が不調になったというような記事が大きく報道されております。これは何が原因かと言いますと、この新聞の中にも書いてありますように、資材が高騰したり人件費が上がったということで、問題はやっぱり今の、昔は公共工事というのが大体民間の工事よりも高いというような感じがあったわけですけど、現在は資材の高騰とか人件費の高騰とかに追いつかなくて、いま国、県の部材の価格で設計しても、それが集まらないというのが大きな問題やろうと思うんですよ。これはもういずれ今のような事態が出てくればですね、飯塚市においても公共工事、大型の公共工事になってくると、業者が集まらないという事態がすぐ目の前に来るんじゃないかなと思うんですけどね。国、県にですね、これはもう早く、こういうことですので価格の見直しとかをやっていただかないと、当然これを解消することはできないということですけど、それと1つ言えるのが、前回の委員会的时候にも言いましたように、設計価格と予定価格の差があるということですよ。だから設計価格でいっても、最低制限価格をおけば何%がそこに空きが出ますので、ぜひともその予定価格と設計価格の差を縮めなければならないということで、ひとつ建築のほうにちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけど、一般の民間の業者がいろんなところで、いま飯塚市でも設計をやっていただいておりますよね。設計のその単価、いろんな部材の単価、あれは国、県の部材の単価にやっぱり1回ひき直しよるわけですか、それとも

そういうことはなしに、民間の業者さんが設計したやつについては、飯塚市が設計する場合には、当然、国、県の単価に合わせて設計をよりますよね。民間の方たちが設計したときにはそのままいくのか、それともその設計の単価が国、県の単価に近いのかどうかというのをひき直してやっているのか、その点どうなっているのか、教えてください。

都市建設部次長

いま委員言われますように、コンサルのほうに設計依頼をします。その中で積算はある程度していただきます。その単価につきましては、先ほど委員言われますように、国、県の資材単価、労務単価がございます。その部分につきましては置き換えをいたします。それとあわせて資材の単価につきましては、当然、単価表というのは、国、県すべてがございませんので、市販されております建設物価版という、毎月、資材単価が掲載された単価がございます。それに置き換えた形で、積算を再度しているという状況でございます。

兼本委員

ということはその部材の単価と現状の単価とが、そういうふうなものが出てても現実の単価とはやっぱり今格差がそのとき出てくるやろうと思うんですよね。そういうことで認識していいですか。

都市建設部次長

現実、単価の高騰というのは資材の物価版という本がございますが、今月、資材単価が1万上がったから、来月号でその本に1万円プラスした単価が載るという形には当然なっておりませんので、若干の時差が発生するという形にはなっているのかなと思っております。

兼本委員

そういうことで、結局いま設計を担当している原課におきましても、今の話でいきますと、現状の単価と設計の単価とは違うということです。結局、現状の単価のほうが高いと。だから業者さんが見積もりをやった場合に赤字が出るから辞退しますよという結果になるわけです。ということになればですね、先ほど言いましたように、落札率が80何%とか何とか言ってますけども、もしも突き詰めて言うならね、設計価格に対しては何%なのかということを経験しなければならぬような事態になってきているわけです。当然それを質問するとですね、設計価格と予定価格とはそこに差があるということは、必ず資料で出てくるわけですね。そこまでは執行権のところやから、我々がそこまで言うとなかなか大変やろうと思しますので、そこまでは言いませんけども、しかし今の現状を把握するならば、設計価格と予定価格に差を設けたらいけないということです。これは建設省が歩切りをやめなさいと、この前言ったようなことなんです。だからそのところをやはり執行部のほうとしては今の現状をよく把握されて、市長、副市長でよくそのところをされて、設計価格と予定価格の差をなくすようにやってもらわんと、恐らくですね、今からの公共工事、大型公共工事が出てきたときには業者が集まらなくなりますよ。この前、呉市のことも言いましたように150億から160億に10億上げんと、3回目で業者が集まらなかったということで、業者さんが来ないということになったら応札してもらうためには、はっきり言って設計価格がないような形になってくるわけです。いくら上げるから応札してくれというような時代になると思いますので、そういうところをひとつ踏まえてやっていただきたいというふうに思っておりますが、前回も同じような質問をしましたので、前回は見直しますという答えをいただいておりますので、見直してもらえやろうと思っております。最低制限価格は今度の9月25日と10月17日の差を見たら、最低制限価格は確かに5ポイントほど上がっております。85が89ぐらいになっておりますからね。数字で出てくるからすぐわかるんですよ。だけど設計価格と予定価格の差がどのくらい縮まったかというのは、我々は設計価格を知らないから言えませんからね。その差をなくすようにして、そしてその、例えば1000万を1000万で出したとしても、最低制限価格を90%に持ってきたら、そこで10ポイント削られるわけですよ。だからわざわざ設計価格1000万を予定

価格850万円にして、またその80何%にするということになってくると実質70何%で業者さんに仕事せえと言うようなもんですからね、このような物価の高騰の時期では非常にきつと思いますので、強く言っておきますけど、もう設計価格と予定価格の差がなるべくないように、市長これはぜひやっていたかんと、執行権の範囲内ですから、我々はこの言えませんか、やっていたかんと、業者さんから行政は何しようかということで反発くろうようなことになりますよ。あなたも公式には表明してないけど、次のまた何かもありますからね。きちんとした対応をせんと、やっぱり業者さんもそういうところもあると思いますので、ぜひそのところを踏まえて、なかなか行財政改革というようなことを進めながらですね、やりようのは大変だろうと思いますけど、よくそこをやっていたかんと大変なことになる。いろんな意味で、やっぱりもう業者が集まらないというのは全国的なものですから、それをまだ、これは設計価格で出しても赤字やから集まらないと。うちはそれにまたそこを少し削って出しよるわけですから、削り分がないようにひとつやっていたかんと、飯塚市の経済の発展はないと思いますので、よろしく願いしておきます。

あわせてもう1つ、いま業種変更というのがありますよね。例えば土木業者が舗装工事に行ったり、建築でも建築のほうに行ったり、販売に行ったりとか、いろいろあると思いますけど、例えば冊子屋さんが建築に行ったり、販売に行ったりとかあると思いますけど、等級のあるところが業種変更とかしたら、1ランク下げてということはわかっておりますけど、等級のない業種、例えば等級のない業種で業種変更というのはどのくらいありようか、急に言って大変やろうと思いますけど、どのくらいあるか、概数でいいからちょっと教えてください。

契約課長

いま委員が言われます等級のあるところから等級のない、例えば土木一式工事から解体というような案件は年に1者、または多くとも2者、大体25年度で言いますと全業者さん合わせて7者程度でございます。

兼本委員

そこで確認ですけど、等級のある業者が、例えば土木から建築に行き、建築から土木に行ったときには、当然1ランク下げるといような形で格付けをやっていると思いますけど、そのとおりですか。

契約課長

そのとおりでございます。

兼本委員

じゃあ、等級のないところに行った業者さんね、その等級のあるところは1ランク下がるというそのいわばペナルティやないけど、そういう形でやってるわけですよ。例えば舗装工事とかは、土木から舗装工事に行くのが結構多いですよ。舗装工事に行った業者さんは舗装工事に行ったときに、例えば半年間とか1年間とか指名をしないとかがいような、そういうふうな措置が何か講じているわけですか。

契約課長

現在のところ、継続していらっしゃる業者さんにつきましては、そのペナルティ等についてはございません。全く新規の業者さんでありましたら130万円未満の入札案件以外の業種を2件完了いたして、さらに1000万円以下の入札しか参加させないという1年間のルールがございます。

兼本委員

業種のあるというのは、現在、例えば土木工事をやられよる業者さん、A業者さんがおるとすると、その方が舗装に行った場合には、そのまま継続して入札にずっと参加させるということですか。そこがちょっとおかしいと思うんです。結局、格付けのある業者さんについてはワンランク下げる。新規業者には1年間の入札を回避させる。その条件が今言う130万円とか

という条件がある。継続して商売をやられよるけど、今までは土木一式をやっていた。それから舗装に行った。舗装に行ったら舗装に比べてまた当たり前どおりいくと、次にまた帰ってきたときには、格付けのあるところに帰ってきたときにはワンランク下がってくるわけでしょう。だからそこでペナルティはあるきいいやないかという話になるかもしれませんが、結局、例えば土木が建築に行ったときには、建築で1階級下がる。建築から土木に帰ってきたら1階級下がるから、2回ランクが下がるということなるわけよね。ところが継続してやりよる人たちはそこに行ったらそのままいって、帰ってきたときに1階級しか下がらんということで、階級のある人と階級のない人に差が出てくる。そのところはどお思いますか。

契約課長

いま委員言われます案件につきましては、新規の業者さんについてのみ考えておるような対応でございますので、やはり今後いま言われますような内容を検討させていただきたいと思えます。具体的には申すことが今の段階ではできないかと思えますが、そういうようなメリハリと言いますか、差別化をするようなことも考えなければならないかとは思っております。

兼本委員

業者の公平性という立場をとるならば、ランクのある方たちはそういう形にいったら2階級下がってくるわけよね。ランクのないところに行ったらそういう形で、例えば来年はこういう工事が多いということで見てもそこに移った。そして大体仕事が終わったので、元に帰るということで、1階級だけしか下がらんということですから、そういうふうなことのね、業者の公平性というものを保っていけば、そういうことがもしも許されるなら、その仕事のところにどんどん業者が集まってくるというような形にもなってくると思うんですよ。それともう1つ言いたいのはですね、今はもうあんまりペーパーカンパニーは問題視してないけど、昔はやっぱり交通安全業界でペーパーカンパニーを厳しく取り締まれというのが形で、議員さんからもいろんな委員会で発言があったんですね。だから一応そういうものも踏まえて、業種の変更というようなものは、業者さんですから業種の変更は業者の自由ですからいいわけですけど、それを受ける行政側としてはやっぱりランクのあるやつとないやつとの、そこに不公平のないようにね、差の生じないように、あなたのところですぐ検討は、検討しても今答えを出せと言っても難しいと思えますけど、総務部長、そのところをひとつよく検討して、どういうふうにするのか、業者さんがいろんな意味で、土木の仕事がないと、一時建築の仕事ばかりで土木があんまりなかったけど、災害とかあれば土木が出てくるわけですけど、土木の仕事がないときはすぐ向こうに行ったら、すぐ入札に応じられる。我々は建築にちょっと行こうかと思ったら1ランク下げられる。帰ってきたらまた1ランク下がる。2階級下げられるんです。ランクのないところに行ったら1回しか下げられんで、公平性が保ててないですよと言われて、聞いてみたらなるほどそういうこともあるのかなと、いろんな意味であるわけですけどね。そのところでひとつよく審議していただきたいと思えますが、どうですか、部長。

総務部長

いま意見をいただいておりますが、公平、公正、また適正な入札制度になるように、今後も検討を続けていきたいというふうに思っております。

兼本委員

前回は言いましたけど、うちもすぐ庁舎の建築ということが入ってくるわけですよ。いま言うように入札業者が集まらないということは、もうこれは大きな日本の国の問題、特に3.11の絡みがある。また今度はオリンピックでまた資材が高騰してきたら、おそらく庁舎を建てる時にこれだけの金を掛けるのかといういろいろな問題になりよったけど、実際に資材が高くなれば、それ以上だめだよということになれば、庁舎が建てられないようになるんですよ。そのためにはやっぱり部材の適正な価格とかですね、そういうものは国、県にやっぱりよく要望して、現状の資材に合うように、その設計ができるようなものに早く要望していかなと、うち

の場合も呉市と同じように10億も上げられないかんとか、15億も上げられないかんとかということが、これはもう我々の責任ではなくして、そうしないと建たないということになるようなことも生じてくると思いますので、よくそここのところは原課の、都市建設部のほうやろうと思えますけど、設計するのも今後大変だろうと思いますので、そここのところは国、県に機会があるたびに要望していただいて、現状の資材と、それからいま言う物価価格との差が、大幅な差がないようにやっていかんと、金を出すなど、出したら財政が厳しいという中でそげん出すとかと言っても、出さないと建たないという現状が出てくるわけですよ。そういうふうなものを踏まえて、よく検討していただきたいということを最後に要望して終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

いまの兼本委員の関連なんですけど、土木、建築、舗装を例にあげて、ランク付けの話がありましたけど、確かに土木、建設関係は経審を受けた点数があってランク付けがっておりますね。舗装も経審を受けてありますが、これはランク付けがございませんね。本市においてランク付けのできていない、ランク付けのない業種は何種類あるんですか。

契約課長

反対にお答えをさせていただくかもしれませんが、現在、等級を持っておりますのが、土木一式工事、建築一式工事、管水道工事、電機工事、この4件でございます。

小幡委員

ということは他の業種にはランクは付いていないと。そこは全て飯塚市の経営審査を受けているんですから、点数を皆さん持ってありますよね、なぜランクをつけないのか、教えてください。

契約課長

等級を定めます概ねが大体20者前後、格付を区分した場合に確保できる、当然競争性の確保だと思われませんが、そういう形で概ねの数でいっておるかと思います。

小幡委員

20者前後ということですから、先ほどの関連ですので18者ならどうなのか、15者ならどうなのか、ランク付けなくていいと、そこところの見直しをしてください。特にランク付けのない業種からの要望はですね、上位の点数が800点ある、下位の点数が400点と、倍も違うのに工事は一緒だというようなクレームと言うか、何のため企業努力して評価点を上げてランク付けもしくは点数を上げているのかが見えないと。そういうことから先ほど兼本委員が言われたとおり、他業種からの流入というか、その業界が自分のところの目的に応じた工事だけではなく、業界としての役目が果たせないというようなクレームが出ております。他の機会です話がありますが、舗装業界が例にあがりましたね、舗装業界の方は舗装の技術向上と社会に貢献できるような姿で勉強会をしながら技術発展を目指している。そこに、一連の土木屋さんが技術もなしに入ってくるができるんです。ただし舗装の技術がない場合は、ペーパーマージンのどこかの下請けさんに仕事を依頼すると。それは本市における指名業者である舗装業界としては、受け入れ難いことですから仕事を受けないと。そうすると他県、飯塚市以外の田川とか嘉麻市、直方あたりの業者さんを下請けとして請け負ってもらって、本市の仕事が他市で実質上されているというのが現状起こっております。そういうところも全般的な見直しを図ってランク付けをする。もしくは業種の変更等の自由な流入と言いますかね、そこら辺もきちっと規定して行政のほう判断しないと、こういう自由社会でしょうけど、ルールはルールで決めるべきだと思います。それは要望で構いません。

もう1点いいですか。先ほどの100%入札の頼田小中一貫校のプールの工事ですかね、これに関連してですけども、資料の4ページに、片島小学校の調理室の建設工事と菰田小学校の

給食調理室建設ですか、これが9月25日に、同日に行われておりますけども、この工事発注入札時に同じく穎田小中一貫校のプールの入札もあったんですか。

契約課長

そのとおり、同日に行われております。

小幡委員

日程の調整もあるんでしょうけど、同日に行われてまず片島小学校の給食調理室に7者応札されて、2者辞退されているので、5者で入札が行われたんですよね。結果90%と。そのあと1者落除きになりますので、また同じメンバー7者で今度は菰田小学校の給食調理室の入札を行ったんですか。

契約課長

1者変更になっておりまして、1番目の片島小学校に参加されていない、辞退された業者さんが2番目の菰田小学校には参加されております。

小幡委員

片島小学校の7者中2者は辞退しましたよね。その2者の辞退された方は次の菰田小学校には入っていないんですか。

契約課長

一番最初の片島小学校で5者で成立しておりますので、その方が落除きになって4者になります。そこに1本目の辞退された業者さんが参加されましたので、4プラスの1で5者での入札になります。

小幡委員

数字上はわかります。片島小学校で辞退された方の、辞退しますよね、菰田小学校ではまた参加ができるんですかというのを聞いてるんですよ、辞退した場合に。

契約課長

これは条件付き一般競争入札ですので、申し込みがしてありましたけれども、辞退することについては何らペナルティ等もございませんので、事前に辞退するという事で申し出があったものでございます。ですので、2本目の分には参加できます。

小幡委員

わかりました。要はそこが聞きたかったんです。辞退しても次の案件にはまた参加できるということですよ。ということは、辞退は自由ということですね。ペナルティは何もないということでもいいですかね。

契約課長

そのとおりでございます。

小幡委員

片島が終わりました。菰田が終わりました。今度、問題の穎田の小中一貫校のプールの入札が行われたんですよね。そのメンバーというのは、同日ですから、片島、菰田、穎田小中一貫校のプール、これは同じメンバーでずっと入札が行われたんですか。

契約課長

そのとおりでございます。

小幡委員

でいきますと、片島小学校で1者落除きします。菰田で1者落除きしますということですから、計5者がプールには参加された。ただし5者のうちまた辞退が出たんですか。この点はどうでしょうか。

契約課長

そのとおりでございます。2者辞退が出ております。

小幡委員

ということは5者呼んだけども、そのうち2者辞退で、3者で入札があったと、それがすべて100%での入札だったので今回は止めたということが先ほどの説明ですね。わかりました。いま時系列てきな流れを確認しただけなんですけど、前回、同じ調理室の案件で100%入札がありましたよね。このときと同じ状況なんです。同日に一気に入札をやる。同じメンバーでやる。これが一応、証拠はありませんよ、話し合いができる状況づくりなんです。数が7者程度、落除きしていきますよね。そして辞退していく。数少なくなっていく。メンバーはわかっているということで、俗に言う談合のできるような状況を本市の制度としてつくってきてるんですよ。業者に言わせれば、話し合いはつきますよと、こういうことになればね。10数者、先ほどのランクのメンバーの数もわからなくてね。即座入札があれば、なかなかそういう話し合いというのは難しいんでしょうけども、環境づくりをうちのほうがやったということですよ。業者に入札における談合を誘発するような、できるような環境づくりをしたというところを1回チェックしたほうがいいと思いますよ。この資料見ますと、ほとんど最低制限価格の84.99%ですよ。この案件については片島が90%、菰田は93%、不調になりましたけどプールは100%というような、やはり話し合いが行われたのではないかと疑われても仕方ない案件ですね。ですから、今後100%はもう2回目ですから、こういったマックスで入札をされる業者に対しては、本市の考え方をしっかりと通達するか、講習会を開くか、入札制度についてこういうことは無効になります。もしくはだめになりますというのを、どこかで勉強会を業者にもさせるべきではないかと思って、ここは要望として言っておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明いたします。資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)についてでございます。

これまでの主な経過ですが、9月27日に土地区画整理事業の換地設計に必要となる施行地区内の土地評価基準を施行しております。

9月30日に分譲マンションの供給・販売実績を有する民間事業者2社から飯塚本町東地区優良建築物等整備事業者選定に係る企画提案書の提出があり、10月10日開催の評価委員会において提案書の評価を行っております。これを踏まえ10月17日の飯塚本町東地区優良建築物等整備事業推進協議会において、分譲マンション事業者が正式に決定いたしました。なお、飯塚本町東地区優良建築物整備事業に関しましては、続く資料で詳しく報告いたします。

次に、ダイマル跡地事業地区につきましては、まちづくり会社と飯塚信用金庫の間で、工事車両の進入についての協議が整いまして、10月12日より飯塚信用金庫駐車場のフェンス、車庫屋根の撤去工事など、工事車両進入路の整備工事に着手しております。

次に、今後のスケジュールですが、10月25日には飯塚本町東土地区画整理審議会第4回を開催し、仮換地の指定に向けた審議を行い、換地位置の決定を図るものです。仮換地の指定

や優良建築物等整備事業施行者の決定については、11月1日の勉強会で関係者への説明を行ってまいります。

次に、バスセンターを中心とした市街地再開発の事業区域については、10月下旬から本格的な解体工事がスタートすることとなっております。

2ページをお願いします。飯塚本町東地区優良建築物等整備事業について、1の事業施行者につきましては、株式会社エストラストが10月17日の推進協議会第10回において、分譲マンション事業者として決定しております。

表にまとめておりますが、同社からの提案内容の抜粋を記載しております。建物概要につきましては、鉄筋コンクリート造の14階建て、駐車場76台、駐輪場147台、総戸数65戸の計画となっております。次に、地域活性化に関する提案では、市外から2、3割の入居者を確保、自治会加入の促進、また、建物計画に関する提案では、遊歩道やシンボルツリーを設け、商店街イベント等、敷地の一部をコミュニケーションスペースとして活用することなど、地域活動にも寄与する提案となっております。

次に、3ページをお願いします。ここには事業施行者決定に係る経過を記載しております。説明は省略させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。ここからは、先の総務委員会で小幡委員から資料要求のあった提出資料でございます。まず、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の変更事業計画書でございます。

5ページをお願いします。本事業計画書の目次となりますが、記載事項として、1.地区、事業及び施行者の名称、2.施行地区の概況及び事業の目的、3.施行地区、4.設計の概要、5.事業施行期間、6.資金計画、7.添付資料となっております。

次に、6ページをお願いします。これより本事業計画書の本編となりますので、主な項目について補足説明いたします。施行者につきましては、1.(3)施行者の名称のとおり、吉原町1番地区市街地再開発組合となります。2.(2)の事業の目的として、都市機能として不足する住宅供給及び医療関連施設の整備と交通拠点であるバスセンターを一体的に更新することにより、本市の中心市街地における一つの拠点として再生を図り、都市機能の集積による街なか居住を推進することによって本市中心市街地の活性化に寄与するとともに、良好で安全な市街地形成を図ることを目的としております。

7ページをお願いします。4.設計の概要(1)1)設計方針については、定住を促進し地域コミュニティの担い手をふやす都市型住宅、地域の健康な生活を支援する医療関連施設、交通拠点であるバスセンター施設を一体的に複合施設として整備するもので、都市型住宅についてはバスセンター直結の利便性を活かした付加価値の高いものとする方針となっております。住宅戸数は62戸を予定しております。

8ページをお願いします。表の中には、1階から11階の床面積と主要用途となっております。1階はバスセンター、2階から4階に医療関連施設、5階以上が住宅となっております。

9ページをお願いします。4)公共施設の設計の概要として、イ.公共道路については、施行区域に隣接する道路については、歩道部分の拡幅や改良工事を行い、歩行者等交通の安全性、快適性の確保を図る計画となっております。

10ページをお願いします。5.事業施行期間については、平成25年2月1日から平成27年8月31日となっております。6.資金計画の事業収支計画については、表に記載のとおり37億324万円で収支のバランスが図られております。収入の内訳については、国、県及び市からの補助金である一般会計補助金が19億2180万円で、このうち国が2分の1、県が4分の1、同じく市が4分の1を負担することになります。次に、道路等の整備に係る負担金として、公共施設管理者負担金は4572万9千円、民間等への売却益である保留床処分金等が17億3571万1千円となっております。歳出につきましては、本工事費28億

3934万8千円から借入金利子4508万5千円まで、記載のとおりです。歳入及び歳出の各合計、総事業費37億324万円となっております。

11、12、13ページには、施行地区の区域図、14ページから16ページは各階層の平面図、17、18ページに断面図と立面図、19ページには敷地図と道路断面図、20ページには公共施設計画平面図となっております。

次に21ページをお願いいたします。こちらには、去る平成25年8月29日に執行された「解体工事・施設建築物新築工事」の入札結果表となっております。応札業者は5者、金額は記載のとおりで、落札社については株式会社松本組となっております。

次に(2)権利変換の概要については、権利変換者3人、転出者4人となります。権利者は6人ですが、補足説明のとおり1人の方が一部転出・一部権利変換のため合計が7人となっております。権利変換では従前資産、従後資産について、区分ごとにその価格の合計を表に記載しております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

森山委員

吉原町開発があって、今あいタウンが非常にお荷物的な形になるし、またいろいろ地元として努力してあるということは十二分にわかるんですけど、ここを含めたような形で、予算は別にしても、あいタウンをもう一度活かさないで、せっかくここだけできて隣がこうだったということでは、まちの運営状態がね、流れが切れるんじゃないかなと思います。そのところも、ちょっと何か、同じバスセンターばかり、全然業種も違うし、考え方もモチベーションも違うんだと思うんですけど、市としてその同じ吉原町商店街がありますけども、多分その中でしてあると思うんですけど、あいタウンのほうももうちょっと考えて、全体でできるような形のまちづくりをですね、ちょっと考えていただきたいなというふうに思っておりますけど、何か答えられるようなものがありましたら、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

中心市街地活性化推進課長

委員言われているとおり、吉原町の再開発事業におきまして、バスセンター地区が大きく変わろうとしております。その中で交通の利便性とか医療関係の施設も入ってまいりますので、住みやすい地域ができてくると思っています。その中であいタウンというのは隣接したところで、事業としてやられているところがございますので、現在どんなふうにあいタウンと関連づけということはですね、ここで申し上げることはできませんけども、そのへんを関連づけまして考えていくことは当然のことだと思っております。

森山委員

と申しますのは、バスセンターのほうには物品販売がないんですよ。だから逆にこのあいタウンに人が集まるのであれば、吉原町商店街の皆さんと、違う別の組合でもいいんですよ、組合でもいいんですけど、そういうのもね、ちょっとご指導しながら、考えながらやっていただいたほうが、せっかくあいタウンもいま市のほうがだいぶん加勢をして負担金も多いですから、それを少しでもなくすのであれば、そういうものも含んだ全体的な中であいタウンのほうも、こっちもだいぶん投資しているわけですから、そういうのを考えながら、ひとつまちづくりをやっていただきたいとお願いしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

全体的に大體概要はある程度決まったようなんですけど、火災跡地のマンションの販売、それから西鉄のこのマンションの販売ですけど、販売単価というのはもう業者さんが決めた単価であ

って、行政が例えば販売単価について口出しができるとかできないとかいうようなことについては、どうなっているのかちょっと、建物を建てようとか行政が口出しできるかどうか、ちょっとわからんけど、そのところはどうなっていますか。

中心市街地活性化推進課長

どちらの再開発につきましても、土地区画整理事業につきましても、マンション販売単価につきましても、事業者としてやられておりますので、要望的なものはできるかと思っておりますけども、こちらのほうで単価を決めるとかいうことはできないと思っております。

兼本委員

単価をこちらで決めるということやなくしてね、ここにどちらも国、県、それから市の補助というのが当然入ってきてますからね。だから、当然、民間の業者さんもお金は出しますけどね、その全体の事業費の割合、相当の部分については、国、県、市の補助等々の補助金で建てた建物なんです。だから一般的に考えると、普通、業者さんが100%自分のお金を出した建物を販売するときには業者さんの自由を裁量で金額が決められていいと、だけど、それに対して国、県、市の補助金が入ってきたときに、単価についてはどうなっているのか。これはよその地区でもね、こういうふうなことがあってと思うんですよ。だから今ここでどうのこうのと言うことではないけど、よその地区の現状、販売の価格についてどういうふうになっているのかということは、一応調べて、そして販売業者さんに対して何らかのものが言えるのであれば、言っていたかんと。もちろん市外から入ってくる人に対しては市の単独の補助制度がありますよね。決算で言いますけど、単独の補助があって、入ってくれば、結局、国勢調査に通じると1人8万円の補助がありますので、3人入ってくれば24万円入ってくるということで、ふえればふえるだけ、それだけの補助がふえるわけですけどね。だけど、そういう市内の人たちが移ってくる場合には、補助制度というのがいま現状ないわけですよ。そうすると、やっぱり買いやすい価格というものを、もちろん業者さんも売らないかんからですね、買いやすい価格には設定するやろうと思っておりますけど、しかし一般的に、業者さんが100%自己資本で建てた建物と、国、県、市の補助金を出した建物の中に、一般的に考えるとよ、価格の差があって我々は当然だというふうに、民間の人は思いますよね、一般の市民の方はね。あそこの建物は例えば1500万円、便利はいいかもしれんけど、付加価値もあるかもしれんけど1500万円、しかしこの建物については国、県、市の補助金が出とるんよねと、そしたら業者さん丸儲けになりようやないねという感覚があるかもしれん、ないかもしれんけどね。だから、そういうところで、例えば販売価格に対して若干でも行政のほうで、販売価格について、あんたうちの補助金やら県の補助金、国の補助金も出しちょっとやき少し下げたらどうねというようなものがあるかどうか。他県もこういうことをやってると思っておりますので調べて、できなければこれは業者が建てるわけですからね、あまりそこのところは無茶苦茶言えんやろうと思っておりますけど、言えるような要素があればね、そういうところをやっていただくと早く販売して、そして人口もふえるという結果も出てくる。2、3割ではなくて、5割ぐらいよそから連れてきてもらうぐらいのことをやってもらうと1番いいわけですけどね、そこのところは一応、中活でこういうふうな国、県の補助をもらってやったやつ、いろんなところがマンションを建てて販売価格を設定したところがある。そうすると、よその販売価格との単価がどう違うかというものを、行政はよそのやつをつかんでると思っておりますので、そこのところをちょっと調べていただきたい。答弁は要りませんから、調べてください。もしもそういうものがあれば、次回の報告のときで結構ですから、こういうことがありましたよということを報告していただければいいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

また関連で、兼本委員の関連において質問しますが、今の兼本委員のは正論でありましてね、一般質問でもお尋ねしたとおり、今回の、バスセンターと言いますね、工事名が長いんですね。バスセンターにはかなりの補助金が入りますよね。実質上、バスセンターとして西鉄さんが使うのは1階だけで、あと2階から11階については売却してしまうんですから、単純に補助金が20数億円も入ったやつはどこに消えるのというようなイメージがあるんですね。ですからこの目的、6ページの事業の目的は立派なもんですよ。このとおり、これに反対する人はいないと思うんですけども、定住人口を促進するにあたって、やはり先ほどもおっしゃったとおり優遇措置、それを価格に反映するのか、固定資産税の減免とかいろいろの方法はあるんでしょうけど、そのへんを販売開始するまでに本市としても真剣に考える必要があると思いますので、これはちょっと担当部局で1回検討してください。なおかつ購入促進に、本市も一所懸命推進するという姿を見せるべきかと思います。

それにまた関連しまして、前回バスセンターの建物の62戸については市外の入居者、約30%、20戸程度を飯塚市外から来ていただきたいという要望を西鉄さんのほうにすることでしたよね。それは何か進展がありましたでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

当方から西鉄に対しましてその要望は行っております。その中で西鉄のほうから1つの案と言うか、そういうものについては、例えば天神のバスセンター、そういった地区外のバスセンターにそういった紹介するものを置いたり、そういうことをしてはどうかというふうな話は伺っております。

小幡委員

その点もここで議論しても仕方ないんで、強く要望して、何らかの回答を得てくださいね。極力、20戸に近づけるような答えをとということで、懸念しているのがゼロとなってもペナルティないんでしょうけどね。しっかりと本市の要望は伝えるということを継続して行ってください。

それと、先の一般質問でも福岡の松本組さんが落札されたということで、21ページに入札結果表というのが出てますね。これは指名競争入札ということでしたが、この組合が指名したんでしょうけども、鹿島建設、安藤・間、奥村組、西鉄建設という形で4者おられますけれども、西鉄建設さんを外せば鹿島建設、安藤・間、奥村組は一部上場企業ですよ。松本さん、西鉄さんというのは、西鉄建設さんは西鉄の系列でしょうけども、一部上場企業じゃないんですけども、この点の指名の基準というのは何かあったんですか。一部上場企業にするとか、こういった指名条件で選ばれたんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

ただいまのご質問の条件につきましてでございますけども、まず、経営事項の審査の建築一式の総合評点の関係、1,000点以上という形になっております。それから全国規模の総合建設業で九州に支店を置くものといったことが出ております。それから地元ということでございまして、別途、福岡県に本社を置く地元業者の枠ということでとっておられまして、こういう結果になっております。

小幡委員

条件はこの前聞きました。私が聞きたいのは、1,000点以上とか、課長の説明の中の適合する業者、数多くあるでしょう。何千社とありますよね。その中で、この5者を選んだ理由が明確でないんで、そのときの組合で決められたんでしょうけど、会議か何かあってるでしょう。その選考委員会の議事録の提出をお願いしたいんですが、そういうのはとれます。

企画調整部長

今お話しされた分につきましては、再開発組合の内容でございますので、私どものほうで今これが出せるとか出せないとかいう返事ができませんので、確認はさせていただきたいという

ふうに思っております。

小幡委員

出せるのであれば、資料として要求してください。それと、今度ダイマル跡地のコミュニティセンターにおいて、先ほどありましたダイマルの経過報告を聞きましたよね。飯塚信用金庫の駐車場における解体等があるんですけど、本体の解体工事というのは、建物本体ですね、旧ダイマル店舗はいつごろの予定で、どのように進んでいるのか、現状がわかりますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

建物本体の解体につきましては、現状を先ほど説明したとおり、工事車両の進入路をまず確保していく工事が行われておりますので、来月中に始まっていくのではないかと考えております。

小幡委員

来月から本体の解体にかかるのではないかとということですが、解体業者というのは入札があつて決まっているのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

解体業者につきましては決定しております。

小幡委員

この件、まだ詳しくはお尋ねしておりませんが、株式会社まちづくり飯塚が行うことでしょうか、この入札においては株式会社まちづくり飯塚が入札をされるのでしょうか、本市としてはその入札に関して何か、言葉は悪いけど、関与というか指導とかいうのはなさっているのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

市として当然のこととは思いますが、談合の防止、暴力団との関与等がないようなことで誓約書を入れるような指導はしました。

小幡委員

このダイマル跡地のコミュニティ事業もですね、バスセンターと同じような助成金、補助金等が入りますね。本市が1階のフロアを買うというような計画となっておりますので、先ほど部長が答えられましたけども、資料を請求して、もし出せるのであれば出すということですが、このダイマルのコミュニティ事業の入札の選考委員会とかですね、当時の議事録等が出せるように、担当課長として1回株式会社まちづくり飯塚のほうに要望を出しとっていただけませんかでしょうか。後日、株式会社として出しませんとかじゃなくてね。やはり補助金を入れていく以上、飯塚市の皆さんが将来利用する場所になるんですから、そこら辺の要望をしとっていただきたいんですけども、どうでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

そのことの要望についてはしていきたいと思っております。結果については話していきたいと思っております。

小幡委員

最後、ダイマル跡地についてお尋ねします。2度の委員会において、株式会社まちづくり飯塚の株主の方の氏名と株数とを教えてくださいということで、2回とも個人情報ということで、何ら株式会社のほうからは提出する気がないというような回答をいただいておりますが、その後お尋ねされましたでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今お尋ねの件でございますけども、委員のほうからお尋ねがありまして、現実的には2回まちづくり会社のほうにお尋ねをいたしております。その中でいま言われてましたように、同じような回答があつておるといことが現状でございます。

小幡委員

2回そうでしょう。3回目も同じでした。同じだったんですか。

中心市街地活性化推進課長

まちづくり会社の回答としましては、同じ回答となっております。

小幡委員

合点がいかないのが、株主の出資を募るときに公表しないということで出資をお願いしましたというような回答がありましたよね。本当にそんなことで株主に出資を依頼したんですか。それは口頭、文章、もしくは株主の募集にあたっての、株式会社ができる前ですけどね、出資ですから、そういう記録が何か残っているんですか。それとも今の要求に対してのその場しのぎの回答なんでしょうか。その点、課長どう思われます。確認とられました。

中心市街地活性化推進課長

現実的にはどういった形で残っているかということについては、私のほうではそこまでは把握しておりません。ただ、私が聞いた中におきましては、その場しのぎとかそういうことでの感じは全く受けておりません。

小幡委員

わかりました。その場しのぎというのは私がいま言った言葉であってね、出資を募るときに株主の公表をしないから出資してくださいというような話をしながら出資させること自体がね、法務局に登録するんだから、そういうことで出資を募ること自体が不自然だと、私が思っているだけです。個人的な感想ですね。この逆の聞き方をします。議員としてのチェックする責務の中で、一般市民からいろいろと訪ねてくれという要望が上がってます。その点の1つ、なかなか出資者の名前が出てこないで逆に聞きますが、春田建設さんという本市の指名業者、建築か土木か、建築のほうですかね、の方が株式会社まちづくり飯塚の株主ではないのかというようなお尋ねがあってましたが、なかなか出てこないで、その方が株主かどうか、確認とっていただけますか。

中心市街地活性化推進課長

先ほどから話をしておりますように、公表につきましてはまちづくり会社のほうに再度お話しはしたいということで思っております。

小幡委員

そのところを確認してください。先ほど言いましたとおり、うわさで申し訳ないといつも言いますが、そこが株主で事業を計画して見積もり等もそこがつくって、解体もそこがとって、建物もそこが建てるんだと、株主で飯塚の指名業者に飯塚市が補助金を出すのかというような話が業界のほうからも出てますのでね、株主に本市の指名業者さんが入っていても問題ないと、その方がその工事をとっても問題ないというような、それもちゃんとした、先ほど言ったような議事録が残った、正式な談合のない入札、公平公正にやられたという裏をしっかりとりながら事業を進めないと、不信を持ってそういう目で見られている方、議員は何をしよるんかということで、しっかりと最近言われてますのでね、特に中心市街地は総額100億以上じゃないですか。ここにいるメンバーで本当に100億突っ込んで、この飯塚市が本当に活性化できるかというのは誰もわからないんですよ。このままいけば投資しますよ。投資した後に、やはりよくなったね言われなすと、このメンバー大恥かきますよ。それにあたるまでの事業展開、もしくはそこに行き着くまでの工事で、いろんな不正なんかあったらこれまた大ごとしますからね、どこの自治体もそうですけど、これだけ100億強の仕事になりますと、警察も新聞社も、ここはオンブズパーソンもおられますけど、いろんな外部の目が集中しているということをね、我々はやっぱり認識して仕事をやっていかないといけないと思いますよ。そのところを日ごろのマンネリ化したようなやり方だけで、この事業を終わらせたら大変なことになりますので、各担当部局でしっかりとこれを審議していきましょうよ。そういう点から、開示できるところ

は極力開示してください。何も仕事を、もしくはこの事業を止めようとしているんじゃないんですよ。やるならやるでしっかりとやるうということですから、その点よく考えて、我々もチェックしていきますので、よろしく願いいたします。これは要望で構いません。先ほど課長、その件だけは確認してみてください。次回で結構です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

森山委員

小幡委員と意見が違うんですけどね、課長ね、今までの経緯があるやない、NPOから始まりいろいろな形の流れ、ここまで立ち上がっている問題があるやん。ずっと努力してきてある。小幡委員が聞かれる部分と、私は聞く部分は違う。公平にやっております。ただそこまで何回でも来てる。我々にチェックする機能はあると思う。しかし、できないものはできないですよ。出せないものは出せないと思う。しかし、今までやってこられた長い積み上げ、ここまで国も県も市も投資する、できるというまでの過程がいっぱいあったと思うんですよ。私も議長している間に会長さんと何回も言い合いしました。あんたたち全部市におんぶに抱っこで、こういう企画をしようかと。ダイマルの跡地のときにも、はっきり言います、岡部議員が言われた。通る人に害がある。こんなことでいいのかと。次に行ったときは害のあるアスベストの中に抽選場ができていた。なんなこらと、そういうものを含んだ中で、ずっとこのダイマルの問題を調べたら、3者か4者の権利者が入っている。この問題を片づけていかなければいけない。いろいろあったと思うんですよ、きょう現在まで。そういうところも、課長としてある程度調べてきて、こういう中で1つの形を答弁しないと、新しく総務委員会に入る、新しく報告を聞く、その中において非常に時間がかかると思うので、そのところもきちっとけじめをつけて、その中で報告されて、一方的に聞くんじゃないくて、ここまでやられたからこうなったんだということも、今からの委員会、議会の中においても、言わなきゃだめだというふうに思っていますので、そういうことも調べてですね、小幡委員のほうに明確なご説明をお願いしたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「固定資産評価審査決定取消請求事件について」報告を求めます。

総務課長

昨年11月の総務委員会でご報告しておりましたが、平成24年10月に市を被告として提起されました「固定資産評価審査決定取消請求事件」につきまして、平成25年9月12日付けで福岡地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されましたが、その判決を不服として原告が控訴いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本請求事件の内容とこれまでの経緯を簡単にご説明いたします。平成24年1月1日時点の所有者より、賦課基準日において所有していた土地の平成24年度固定資産評価額を不服として、昨年6月に固定資産評価審査委員会に対し、審査請求がなされ、同年7月30日付けで審査申し出を棄却する決定処分を行っております。

この決定を不服とした当該所有者が原告となり、飯塚市を被告として、平成24年10月12日に訴訟を提起され、その内容は「当該地の固定資産評価額は適正な時価を上回っており違法である」、「またこのことは、当該地が3,000平米を超える広大地であるにもかかわらず、広大地補正を行わず価格を算出したことに由来する」という主張でありました。

その後、相方で弁論を重ねてまいりましたが、本年9月12日に福岡地方裁判所より「原告の主張・請求には理由がないことから、原告の請求を棄却する」という判決が言い渡されま

した。

しかし、顧問弁護士より、この判決を不服として原告が控訴したとの連絡があり、まだ控訴された訴状が届いておりませんので、今後の予定は現在のところ未定でございますが、引き続き争うこととしております。

以上、簡単でございますが、「固定資産評価審査決定取消請求事件」についての報告を終わります。

委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度職員採用試験の実施状況について」報告を求めます。

人事課長

平成25年度職員採用試験につきまして、第1次試験を10月20日、日曜日、近畿大学産業理工学部において実施いたしましたので、その概要につき、ご報告いたします。

お手元に、第1次試験の受験状況につきまして、A4サイズの資料を1枚、配付いたしておりますので、ご参照願います。表の左から、試験区分、採用予定者数、性別、申込者数、受験者数及び受験率を記載しております。受験者数の欄に記載のとおり、行政事務上級では398名、行政事務初級が157名、身体障がい者対象では、行政事務の内数となりますが、上級で1名の受験がございましたが、初級はございませんでした。土木職は12名で、本年度、新たに実施しました土木職の民間企業等職務経験者枠では4名の受験がありました。建築職4名、保育士50名、保健師17名でございまして、全体合計で642名となっております。

また、表の右端に記載の受験率は、全体67.6%でございまして、採用予定者数38名以内に対する倍率で申し上げますと16.9倍となっております。なお、昨年度は、受験率62.7%、倍率は24.1倍でございました。

今後の日程でございますが、第1次試験の合格発表を11月6日、水曜日、午前10時、本庁玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、市ホームページにも掲載することと致しております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度職員採用試験の実施状況につきまして報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度外部評価結果の概要について」報告を求めます。

行財政改革推進課長

外部評価結果の概要につきましてご報告いたします。

資料の「外部評価結果概要」をお願いいたします。外部評価につきましては、前回の総務委員会において報告してはりましたが、本年10月4日、5日の2日間で実施いたしております。対象事業につきましては、14の事務事業を対象とし、行財政改革推進委員会の委員と他市職員による評価者6名、コーディネーター1名の7名体制により評価を行っております。

外部評価の結果につきましては、次のとおりでございまして、左から一連番号、事務事業名、事業担当課、評価結果、評価判定理由または評価判定にあたっての主なコメント等を記載しております。評価結果の区分につきましては、休・廃止から拡充までの7区分といたしております。内容の説明は省略させていただきます。

外部評価の結果につきましては、評価結果はもちろんのこと、評価作業の中で出されまし

た意見を踏まえて、事務事業の検討を今後行ってまいりたいと考えております。なお、この結果概要は、市のホームページにおいても掲載するようにしております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

この2ページの浸水対策事業の評価のコメントを見ると、検証や評価を行い見直しを行うことが必要であるとかいろいろ書いてあるけど、これによって市民はやったことで浸水対策は十分に対応できて被害が少なくなったということはわかっている。これは職員は実施前と現在でどのような効果があったのかという数値はなかなか出しにくいかわかんけど、浸水対策やる前と今度の浸水対策やったときの1日の雨の量やら考えてもね、浸水対策をやった事業効果は十分にあったということは我々も認識しているし、一部足らんところはあるけど、このところはうちの職員もこのような考え方でこういうことを書いているのかどうか、これだけ捉えて言ってもわからんやろうけど、ほかにもいっぱい言いたいことはあるけど、どういうふうを考えてこげなコメントをもるとうわけやろうかね。見ると、短期事業の中でも優先順位を現実論で考えるべきだとか、これだけのコストを投入して事業を実施しているのであれば、計画途中での検証や評価を行い見直しを行う必要があるとか、事業実施前と現在でどのように効果があったのか数字的な成果を出すこと、数値は難しいけど、例えば以前の降水量と比較してならどの程度大丈夫であったのか、どの程度大丈夫であったのかとか、いまの自然災害でどの程度あったら大丈夫かとか結果を出せるはずはないわけやからね。河川の水位がどの程度改善できたのか検証し、市民への丁寧な説明が必要とか、いろいろ書いてあるけどね、これは市としては、うちの職員としてはどのように考えてこげなコメントをもるとうわけやろうか。これは一般の人がしたコメントやろ。

行財政改革推進課長

このコメント欄に書いておりますのは、評価者のコメントという形でももちろん記載をさせていただいておりますので、市の職員の答えというのを掲載しているわけではございません。この対策事業の評価の中で、説明にもありますように、今までやってきた事業の中でかなり浸水の状況としては軽減されてきているというのは、市民の方も認識はされておりました。それからこの後段の部分につきましては、いわゆる短期事業で金額的にはかなり大きな金額になるので、その分を実施するにあたってはやっぱり一定の評価とか、優先順位とか、そういうものはしてやるべきではないかというような意見が出たので、ここにまとめて掲載をさせていただいているという状況でございます。

兼本委員

今でもね、例えば短期事業の中でも優先順位で言うと先にやらないかんという事業があるわけですよ。でもそれやるとお金がものすごくかかるから、しょうがないから後送りして優先順位で言ったら、お金をなんぼかけてもいいなら優先順位でやれるけどね、どうしてもうちの事業費との関連性から言ったら遅れることもあるし、それとこういうふうに言われて、なるほどわかりましたじゃなくして、言われっ放しで違いますよという反論というか、評価のときには言いよるやない、説明員がこう言いよるけど、この後の評価判定とかに対しては言われっ放しで、そうですかということで聞かないかんのかな。言ってもいいんかね。

行財政改革推進課長

申し訳ございません。この表の作り方に課題があるのかなというふうにお聞きしております。ここはあくまでもその評価者の意見を書いておまして、それに対する職員の、それに対する答弁の内容まで記載しておりませんので、委員がおっしゃるとおりちょっと言われっ放しみたいな雰囲気になります。ちゃんと担当も浸水対策の目標、そういったものもきちっと説明し

ておりますし、あくまでもこの優先順位というのは短期事業の中での優先順位ということで、中長期までの優先順位ということではございません。申し訳ございません。これについては評価者の意見のみを記載しておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

兼本委員

こういうのが外に出ると、何かまだ浸水対策が十分に進んでないみたいな感じを受けるわけよね。でも浸水対策とかいろんなものについては、感覚的に飯塚市民の方たちは、ある程度お金かけてやってもらってよかったなという感覚は十分に持っているはずなんです。だから、例えばうちの地区で悪いけど、徳前地区でも旧ポンプ場は撤去してもいいですよというような動きがきてるとか、いろんな意味で動きはあってるわけよ。だから書き方が悪いなら書き方のいいように、今後少し検討して出してください。これを読むとね、言いつ放して何か行政は何やるととなという感じでね、やった成果が見えない。もう原課は、おそらく浸水対策やっている土木建設やら、こげなん書かれて表に出たら、職員は我々がやった評価はどうなっとうとやるかということで、褒めてやらないかんところは褒められないかんわけですからね。悪いところは怒ってもいいけどね。褒める点は褒められないかんし、そういうところのものの形の中で、納税課の問題でもね、徴収率の向上が見込まれるとかね、人件費を上回る納税が得られるならとかいうようなことで、褒められるところは褒めてやらないかんところもあるわけだから、そういうことで書き方がちょっと、課長がコメントだけを書いているということなら、少しそれに対してね、いやこういうこともありましたよということぐらいは、丁寧に書いてもらったほうが、我々が資料として貰えるならね、こういう効果もあったなということが目に見えて、ほかの科目もそうですけど、何か工夫してやってみてください、今後。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

総体的な話だけ教えてください。この外部評価、初日にちょっと傍聴に行きました。コーディネーターがしゃきしゃきとした進捗をされてましたけども、この結果が、25年度の外部評価の結果を踏まえて本市はどのように何年度に向けて反映していくのか。どういった点をどのように部局で検討なさって、廃止しなさいというのもあるしですね、見直しが必要とかいろんな評価が出てますけども、どういう手順で、どういったスキームで今後、行財政改革に反映されていくのかだけ、大枠の流れを説明していただけますか。

行財政改革推進課長

今回、外部評価でいただきました結果につきましては、これを受けて担当課のほうにこれの改善策とか26年度の予算への反映のやり方とか、そういったものについて調査をさせていただきます。またその結果、内容踏まえて、この評価者でありました行財政改革推進委員会のほうに出しまして、こういうふうな改善をしていきますというような振り返りの報告をさせていただきます。また、外部評価というだけではなくてこの行政評価で行いました評価については、その評価を基に予算とかいうのには反映させていくというようなことで、予算要求の段階でもその結果についてはヒアリングを行っていくとのことでございます。それは財政課のほうで行っていくような形になります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした